

## 米子市外部公益通報者からの公益通報の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、外部労働者等からの公益通報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部労働者等 公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者（米子市職員等の公益通報の取扱いに関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条第1号に規定する職員等であるものを除く。）をいう。
- (2) 公益通報 外部労働者等がその役務提供先（法第2条第1項に規定する役務提供先をいう。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。第8条第1項において同じ。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）、従業員、代理人その他の者について通報対象事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実であって、市が当該通報対象事実について処分（同条第1項に規定する処分をいう。）又は勧告等（同項に規定する勧告等をいう。）をする権限を有するものに限る。以下同じ。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、第4条第1項に規定する通報窓口担当職員に通報することをいう。
- (3) 外部公益通報者 公益通報を行った外部労働者等をいう。

### (外部公益通報者等の責務)

第3条 外部労働者等は、ひぼう中傷、私利私欲等の不正な目的により公益通報を行ってはならない。

2 外部労働者等は、原則として、自己の氏名を明らかにした上で公益通報を行わなければならない。

3 外部公益通報者は、その行った公益通報に関し行われる第7条の規定による調査（次条第1項において単に「調査」という。）に協力するものとする。

### (通報窓口担当職員及び調査担当職員等の責務)

第4条 次条第1項に規定する外部労働者等からの公益通報の窓口となる職員（以下「通報窓口担当職員」という。）及び第7条第1項に規定する調査担当職員その他調査の実施過程において調査に関与する者（以下この条において「調査担当職員等」という。）は、その職務上知り得た公益通報に関する一切の事項を漏らしてはならない。当該職を退いた後も、同様とする。

2 通報窓口担当職員及び調査担当職員等は、公益通報の受付、調査等の処理に当たっては、第三者をして外部公益通報者を特定させないよう十分に配慮しなければならない。

3 通報窓口担当職員及び調査担当職員等は、自らが関係する公益通報の処理に関与することはできない。

(公益通報の通報窓口及び手続)

第5条 外部労働者等からの公益通報の窓口となる職員は、市民生活部市民二課長（以下「市民二課長」という。）とする。ただし、市民二課長が不在等のときは、市民生活部市民二課に所属する職員のうちから、あらかじめ市民二課長が指名するものとする。

2 公益通報は、書面、電話、電子メール、面談等の方法により、原則として通報窓口担当職員に対して直接行うものとする。

(公益通報の受付等)

第6条 通報窓口担当職員は、外部労働者等から公益通報が行われたときは、速やかに当該公益通報の内容を整理し、その概要を市長に報告するものとする。

2 通報窓口担当職員は、必要があると認めるときは、当該公益通報の内容を把握するために必要な事項の聴取を、当該外部公益通報者に対して行うことができる。この場合において、通報窓口担当職員は、第三者をして外部公益通報者を特定させないよう十分に配慮しなければならない。

3 市長は、公益通報が不正目的によるもの、当該公益通報に係る通報対象事実がないことが明らかなもの又は公益通報の内容が著しく不分明なもの若しくは虚偽であることが明らかなもの（以下「不正公益通報等」という。）であると認めるときは、これを受理しないことができる。

4 市長は、公益通報につき、これを受理する場合はその旨を、不正公益通報等であるとして受理しない場合はその旨及び理由を、遅滞なく、外部公益通報者に通知するものとする。

(調査)

第7条 市長は、公益通報を受理したときは、当該公益通報に係る通報対象事実の有無のほか必要と認める事項についての調査（以下単に「調査」という。）を担当する職員（以下「調査担当職員」という。）及びその代表者を指名し、調査の実施を指示するものとする。

2 調査担当職員は、市長からの指名及び調査の実施の指示があったときは、速やかに調査に着手し、調査担当職員の代表者は、必要に応じて調査の進捗状況を市長に報告するとともに、外部公益通報者に対しても、適宜、その状況を通知するよう努めるものとする。

3 調査担当職員の代表者は、調査が終了したときは、速やかにその結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の結果により通報対象事実の有無を確認したときは、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、当該結果を外部公益通報者に通知するものとする。ただし、外部公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。

(是正措置等)

第8条 市長は、調査の結果、当該公益通報に係る通報対象事実があることが明らかとなったときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく、その内容を利害関係人の秘密、信用、

名誉及びプライバシーに配慮しつつ、外部公益通報者に対して通知するものとする。ただし、外部公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。

(公表)

第9条 市長は、外部労働者等からの公益通報の取扱いの状況に関し、必要な事項及び公表することが適当と認める事項を、適宜、公表するものとする。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、外部労働者等からの公益通報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(注：組織機構改革による通報窓口の変更(第5条)、事業者に対する措置等の規定(第8条)に関する改正)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(注：組織機構改革による通報窓口の変更(第5条)に関する改正)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(注：組織機構改革による部署名の変更に関する改正)

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(注：組織機構改正による部署名の変更に関する改正)

附 則

この要綱は、公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)の施行の日(令和4年政令第8号により令和4年6月1日)から施行する。

(注：法改正による改正)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(注：組織機構改正による部署名の変更に関する改正)